

○南房総市新規就農資格認定基準

平成18年3月20日

告示第88号

改正 平成24年11月20日告示第192号

平成28年3月9日告示14号

- 1 認定対象者は、将来南房総市において就農し、効率的・安定的な農業経営の担い手として発展する可能性がある者であり、年齢は、認定申請時において青年については18歳以上40歳未満、中高年齢者については40歳以上55歳未満とする。ただし、年齢要件に該当しない者であっても、市長が特に適当と認めるときはこの限りでない。
- 2 就農時における年間農業従事日数については、150日以上であると見込まれること。
- 3 就農時の目標達成に必要な農業技術や経営方法習得のための事前の研修先及び指導研修の基準は、次のとおりとする。

(1) 研修教育施設

- ① 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第7条第1項第5号の規定により、都道府県で設置する農業者研修教育施設
- ② 1年以上の研修教育課程を設け農業者養成のための実践的な農業教育を行っている民間団体が運営している農業者教育施設
- ③ 就農予定者を対象におおむね1年以上の実務的な研修を行っている国又は県の農業試験研究機関の研修教育施設又は研修所
- ④ その他農業の技術又は経営方法の習得のため、実践的な研修教育がおおむね1年以上にわたって行われており、かつ、本市の青年農業者の育成確保に重要な役割を果たしているものとして市長が認める施設

(2) 国内の研修先

- ① 一定の営農経験、組織活動体験等を有し、地域の水準以上の経営実績を上げている等優れた農業経営を行いつつ、農村青少年の育成に指導的な役割を果たしているものとして都道府県知事が認定(認証)している指導農業士
- ② 優れた経営等を行い、農業青年の研修受入体制の整っているとして市長が認める

農家、組織経営体等

③ 農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行う市町村、農地保有合理化法人、農業協同組合等の団体

④ 研修施設を有しないで実務的な研修を行う都道府県の農業試験場等

(3) 海外研修

① (社)国際農業者交流協会が派遣する海外研修で、当該国の受入機関が推薦する優れた農業等における研修

② 研修の受入、指導研修体制等が整っており、効果的な研修が受けられると市長が認める研修

4 南房総市三芳新規就農支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年南房総市規則第117号。以下「規則」という。）第2条第1項に定める就農計画書の2の(3)就農3年後における農業所得目標が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の南房総市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想において示されている効率的かつ安定的な農業経営の指標の年間農業所得を将来の到達目標とし、就農3年後の目標は、そのおおむね25パーセント以上であること。

5 就農計画書3、4、5が同計画書2の(3)の目標を達成するために適切なものであること。

青年にあつては就農計画書の3の研修が実践的な研修教育をおおむね1年間、中高年齢者にあつては原則として6月以上受けた者とする。

ただし、就農計画書の3の新たに研修を受ける計画が6月以上かつ就農計画書の2の目標を達成するために十分なものである場合には、過去の農業教育・研修経験がない場合であっても認定を受けることができるものとする。

6 就農計画書に記載された営農目標、労働力、営農計画、資金計画が確実であり、経営能力の向上が見込まれ、総合的に判断したとき、それらの実現性が高いこと。

7 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた者については、規則第3条第1項の規定による南房総市担い手総合支援協議会の意見の聴取を省略することができる。

附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成24年11月20日告示第192号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。